

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年5月まで

私が20歳になった昭和56年*月ごろ、父親がA市役所へ出向き、私の国民年金の加入について相談したところ、「(学校を)卒業してから手続きをしてください」と言われ、卒業後の59年4月に父親が同市役所で加入手続きを行った。国民年金保険料の納付は、父親が会社の休憩時間に同市B出張所で納付してくれた。56年*月から59年3月までは、学生であったため、未加入で、当然支払もしていないが、同年4月からは、間違いなく支払っており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父親及び申立人の母親は、国民年金加入期間はすべての保険料を納付済みである。

また、申立人の父親は、昭和36年4月から40年1月までの期間は、当初国民年金に未加入であったが、勤務先で特例納付を勧められたことを契機にさかのぼって国民年金に加入し、当該期間を特例納付しているほか、申立人の母親についても、国民年金制度発足の36年4月にさかのぼって特例納付していることから、申立人の両親は国民年金保険料の納付意欲が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、その父親から聞いたとする申立期間当時の納付金額や納付書の様式、納付方法を鮮明に記憶しており、A市役所に確認したところ、申立期間当時使用されていた納付書の様式とほぼ一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立人及びその母親は、家族の加入手続きや保険料納付は申立人の父親が行っていたとしているところ、申立人の姉についても短期大学を卒業後、国民年金に加入し保険料を納付していることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から59年3月までの期間及び61年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から59年3月まで
② 昭和61年4月から同年5月まで

妻が、夫婦同じように国民年金の加入手続をして保険料を納付したはずである。申立期間は、妻が納付済みになっているのに、私だけ未納及び免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫婦同じように国民年金の加入手続をして保険料を納付したと述べており、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和57年3月ごろに夫婦連番で払い出されている上、国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間については、いずれも夫婦の納付日が同一であることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立期間について、申立人の妻は納付済みであり、申立人のみ未納及び申請免除とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時、保険料の収納を行っていたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、未納期間は無いら、申立人の国民年金の加入手続及び納付を行ったとするその妻も未納期間は無く、申立人の妻の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで
私が、夫婦同じように国民年金の加入手続をして保険料を納付したはずである。申立期間は、夫が納付済みになっているのに、私だけ免除とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、夫婦同じように国民年金の加入手続をして保険料を納付したと述べており、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和57年3月ごろに夫婦連番で払い出されている上、国民年金加入期間のうち、納付日が確認できる期間については、いずれも夫婦の納付日が同一であることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人の夫は納付済みであり、申立人のみ申請免除とされているのは不自然であるほか、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時、保険料の収納を行っていたことが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金加入期間について、未納は無いことから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで
昭和48年12月に婚姻届を提出した際、市役所の職員に2年前までさかのぼって納付できると国民年金の加入を勧められ、夫婦二人分併せて3万円ほどを納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は18か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、婚姻届を提出した昭和48年12月に、市役所の職員に2年前までさかのぼって納付できると国民年金の加入を勧められ、夫婦二人分併せて3万円ほどを納付したと主張しており、その金額は、その時点で納付可能な46年10月までさかのぼって納付した場合の申立人夫婦二人分の国民年金保険料額におおむね一致していることから、その主張は基本的に信用できる。

加えて、申立期間当時、A市では過年度保険料の納付書の作成業務を行っていたことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年3月まで
昭和48年12月に婚姻届を提出した際、市役所の職員に2年前までさかのぼって納付できると国民年金の加入を勧められ、夫婦二人分併せて3万円ほどを納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は18か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、申立人の妻は、婚姻届を提出した昭和48年12月に、市役所の職員に2年前までさかのぼって納付できると国民年金の加入を勧められ、夫婦二人分併せて3万円ほどを納付したと主張しており、その金額は、その時点で納付可能な46年10月までさかのぼって納付した場合の申立人夫婦二人分の国民年金保険料額におおむね一致していることから、その主張は基本的に信用できる。

加えて、申立期間当時、A市では過年度保険料の納付書の作成業務を行っていたことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月26日から54年4月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を53年10月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月26日から54年4月26日まで

申立期間は、A社に勤務していた。他の事業所で働いていたことや無職であったことは無く、当時は妻と就学前の娘の3人暮らしで、病院にかかったことも何度もあったはずであり、健康保険証が無いとは考えにくい。しかも、この申立期間だけ国民健康保険に加入していたことも考えにくい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月26日から54年4月26日までの期間について、A社に係る雇用保険被保険者の記録があること、及び同僚の証言から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の、申立事業所における雇用保険の被保険者期間は4回確認できるところ、申立期間が含まれる期間を除く他の3回の期間は、いずれも厚生年金保険被保険者期間と一致している。このことについて、事業主は、「従業員の厚生年金保険の加入と雇用保険の加入をセットにして手続しており、一方を先にして他方を後回しにするようなことをしていない」旨回答している。

一方、申立期間のうち、昭和52年3月26日から53年10月25日までの期間については、雇用保険の被保険者記録が同年10月26日からとなっている上、申立人は、「保険料が給与から控除されていたか否か、はっきり憶えが無い」と陳述しているところ、上記事業主の回答を踏まえると、当該期間において厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和53年10月26日から54年4月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 54 年 4 月 26 日資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の古い資料は無い」と回答しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月27日

A社から支給された平成19年7月分の賞与の記録について、事業所からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、A社が保管する賃金台帳から、申立人は、平成19年7月27日に支給された賞与から9万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、事業主が平成21年10月26日に当該届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は5万円、申立期間②は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

A社に勤務していた際に支給されていた平成19年7月分と同年12月分の賞与について、厚生年金保険料が天引きされているのに、記録に反映されていない。賞与明細書に基づき厚生年金保険の標準賞与額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5万円、申立期間②は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は各申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が平成16年1月から同年8月までは41万円、同年9月から19年2月までは38万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16年1月は38万円、同年2月から同年5月までは36万円、同年6月から同年10月までは38万円、同年11月から同年12月までは41万円、17年1月は38万円、同年2月から同年3月までは41万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年7月までは38万円、同年8月は41万円、同年9月から18年4月までは38万円、同年5月は36万円及び同年6月から19年2月までは38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から同年8月までは41万円、同年9月から19年2月までは38万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記

録されていた9万8,000円となっている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、当該賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成16年1月は38万円、同年2月から同年5月までは36万円、同年6月から同年10月までは38万円、同年11月から同年12月までは41万円、17年1月は38万円、同年2月から同年3月までは41万円、同年4月は38万円、同年5月は36万円、同年6月から同年7月までは38万円、同年8月は41万円、同年9月から18年4月までは38万円、同年5月は36万円及び同年6月から19年2月までは38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が平成16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年4月までは34万円及び同年5月から同年11月までは41万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16年1月は28万円、同年2月から同年9月までは30万円、同年10月から17年8月までは32万円及び同年9月から同年11月までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年4月までは34万円及び同年5月から同年11月までは41万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、当該賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成16年1月は28万円、同年2月から同年9月までは30万円、同年10月から17年8月までは32万円及び同年9月から同年11月までは41万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和20年8月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月28日から20年8月28日まで
学校を卒業してからA社B工場に入社し、終戦まで働いたが、同時に入社し同じ年数働いていた同僚と厚生年金保険の被保険者記録が異なるのはおかしい。途中、同社C工場へ疎開したが、状況は同僚と同じなので、調査した上で厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年4月にA社B工場に入社し、終戦まで勤務していたとしているが、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録では、19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月28日に被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人が挙げた4人の同僚の証言から、申立人は、昭和18年4月にA社B工場に入社以降、D郡E町（現在は、F市）への工場疎開を経て、終戦まで継続して勤務していたものと推認できる。

また、当該同僚のD郡E町へ疎開した後の勤務内容に係る証言は、申立人の申立内容と一致している上、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）等の記録では、同町へ疎開した当該同僚については、申立期間に係る厚生年金保険の記録がいずれも昭和20年8月28日まで継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における昭和19年10月の記録から、60円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岐阜厚生年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月22日から同年3月22日まで

昭和38年4月1日にB社（現在は、C社）に入社した。当該事業所を中心にA社、D社などのグループ会社があり、自分がこれらの会社へ移籍していたことが後で判明した。両事業所共、面接を受けたことや履歴書を提出したことは無く、継続して建設機械の運転業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録に関して、A社の資格喪失日とD社の資格取得日に1か月の空白期間がある。41年2月22日から同年3月22日までを厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言、申立人に係る勤務の記憶及びC社からの回答から判断すると、申立人は、B社の関連会社に継続して勤務し（昭和41年3月22日に、A社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年1月の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びD社は既に清算されており、C社は保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から10年4月までの期間及び同年6月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月から10年4月まで
② 平成10年6月から11年3月まで

申立期間については、A市へ転入した平成12年2月15日に、同市役所の窓口で、38万6,000円を納付した。大金であったため、母親から借りて納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成12年2月15日時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない。

また、申立人が納付したとする時期を基準とすると、申立期間は過年度保険料となることから、A市役所の窓口では収納することができない上、申立人は国民年金保険料を納付した際、領収書を受領しなかったと述べており、申立内容が不自然である。

さらに、申立人が平成12年2月15日の転入時に納付したとする金額(38万6,000円)には、10年5月(平成12年6月1日に充当)及び11年4月から同年7月(平成12年2月15日に納付)までの保険料が含まれておらず、当該期間以外の申立期間についてのみ納付したとも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年3月まで
国民年金の加入手続をしてからは、ずっと納付しており、途中で辞めることも無く、納付組織で納めていた。申立期間が未加入となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の記憶が曖昧^{あいまい}であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿には、昭和56年8月4日、脱退承認申請のゴム印が認められ、資格喪失の日付が、オンライン記録と一致していることから、申立期間は、役場から納付書の発行が無かったと考えられ、申立人は納付組織において、国民年金保険料が納付できなかったものと推定される。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言等を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から57年8月まで
実家に住んでいた期間は、母親が国民年金保険料を集金人に納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が集金人に納付してくれたはずと主張しているが、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月ごろに払い出されており、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる同年同月時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の唯一所持する年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のものであり、それ以外の手帳は見たことが無いとしているなど、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとするその母親は高齢のため、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで
加入手続については覚えていないが、昭和41年の春ごろに旧姓の*あての督促状が届き、手元にあったお金でまとめて納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について記憶が無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月ごろに払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はこのころ行われたと推認でき、この時点においては、申立期間のうち大部分の期間の国民年金保険料を時効により納付することができない上、特例納付の実施期間でもない。

また、申立人は、まとめて納付したのは1回であると述べており、申立期間直後の昭和41年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料が43年11月に過年度納付されていることから、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料は、当該記録であると考えても不自然ではない。

さらに、国民年金保険料納付状況について、申立人は、昭和41年の春ごろに旧姓の*あての督促状が届き、手元にあったお金でまとめて納付したはずと述べるのみで、申立期間当時、旧姓も含めて別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことを示す関連資料（家計簿及び確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 731

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から42年3月まで
国民年金の加入や保険料の納付は母親任せだったが、当時、婦人会役員が国民年金保険料の集金に来ていたのを覚えている。私の保険料も母親が払っていたと思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和42年5月に払い出されており、同年4月19日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間であり、A市による保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は現在所持している国民年金手帳以外に年金手帳を交付された記憶が無いとしていることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 737

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から46年11月まで
夫が、同僚から、「奥さんの国民年金は任意加入だが、加入していた方が得だ。自分の妻は任意加入している」という話を聞き、私がA市役所で手続をした。同市内のB町で最初の集金が始まり、2年ぐらい後に、同市内のC町に転居した際、2、3か月分の集金が無く、集金人(B町地域担当者)が、住所を調査して集金に来た日のことは夫も明瞭に記憶している。その後、集金人はC町地域担当者に変更になった。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の昭和43年当時の国民年金加入手続に係る記憶は明確でなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月ごろに払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿においても、同年同月10日が資格取得日となっていることから、申立期間において、市から集金組織等に対して申立人の保険料徴収に係る依頼は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年6月まで
どこからか定かではないが、「今さかのぼって一括払いすれば、最初から加入した人と同じ年金額が受給できるから加入してください」という通知があった。近所の友達と話し合い、集金に来た自治会の班長に一括払いで納付した。納付時期や金額は覚えておらず、領収書も見当たらないが、確かに納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張する一括払いとは特例納付のことと推認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に任意加入者として払い出されているため、申立期間は未加入期間であり、特例納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を一括納付するとなると、かなりの高額であるにもかかわらず、申立人は保険料をまとめて納付した際の金額を覚えていないほか、申立期間の保険料を自治会の集金人に渡して一括納付したと主張しているが、自治会の集金では特例納付することができないなど、申立人の主張に不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 20 日から同年 4 月 28 日まで
② 昭和 31 年 6 月 4 日から同年 6 月 8 日まで
③ 昭和 31 年 6 月 8 日から 35 年 7 月 21 日まで

昭和 31 年 3 月から 35 年 7 月までの期間について、脱退手当金を受けたことになっているが、A社B工場を退社後は、すぐにC市に住んだため脱退手当金は受け取っていない。脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年1月26日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月1日から24年7月1日まで

昭和22年3月1日にA社本社（B市）に入社した。仕事は経理・営業・倉庫の兼務であった。24年7月1日付けで同社C営業所へ転勤となり、翌25年5月1日付けで同社D営業所に転勤となったが、会社はその後解散してしまった。私の厚生年金保険被保険者記録が同社C営業所及びD営業所では有るのに同社本社に無いのは納得できない。E社会保険事務所（当時）に確認したところ、同社本社が厚生年金保険適用事業所になったのは同年12月1日とのことであったが、同社本社で経理を担当していたころ、厚生年金保険料を控除されていた記憶が有るので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が期間の特定はできないものの、A社本社に勤務していたことは、同僚夫婦の証言から推認できる。

しかしながら、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社本社は昭和25年12月1日に厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶しているA社本社勤務当時の上司（F氏）については、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和25年12月1日となっている上、上記同僚夫婦の厚生年金保険被保険者記録も無いほか、その夫婦が記憶している他の同僚（G氏）についても同社本社での記録は無く、同社D営業所のみ記録となっている。

さらに、A社本社は昭和26年10月7日で厚生年金保険適用事業所ではなくなっている上、当時の取締役も、「会社は倒産しており当時の資料は一切無く不明」の旨回答していることから、申立期間における保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 597 (事案 193 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年9月11日まで
ある金融機関の年金相談室に相談をした際に、当時の脱退手当金は「強制的に支給されていた」と社会保険事務所(当時)から回答があったとの説明があり、2度目の同相談室の回答では「強制的な支給ではなかった」と説明があったが、この曖昧な回答には納得がいかない。また、一緒にA社を辞めた同僚が年金として受給しているのはなぜか。私は脱退手当金の受給手続きを行っていないし受け取ってもいないので、脱退手当金支給記録を取り消して、年金対象期間に加えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者期間は当時の脱退手当金支給要件に合致する上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 当時の同僚から聴取した証言からも、申立人の意思に反した請求であることを疑わせるような事情をうかがうことはできず、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「昭和31年1月3日にB社に勤めたときに、厚生年金保険被保険者証(当時の労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票)の再交付を受けたから、申立期間について年金支給対象期間として存在していてもおかしくない。また、当時の同僚等は、A社に勤めた期間を年金として受給している」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受け取っていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 2 日から 18 年 12 月 31 日まで
平成 16 年 2 月 2 日から 20 年 5 月 26 日まで、A 社に入社し派遣先の B 社で勤務した。16 年 2 月 2 日から 18 年 12 月 31 日までの期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された従業員名簿により、申立人が平成 16 年 2 月 2 日から 20 年 5 月 26 日まで B 社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所から社会保険事務所（当時）へ提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（副）から、申立人が厚生年金保険の被保険者となったのは平成 19 年 1 月 1 日であることが確認できる上、申立人が所持している当該事業所の「健康保険被保険者証」（写し）の資格取得年月日の欄には「平成 19 年 1 月 1 日」と押印されている。

また、当該事業所から提出された申立人の申立期間に係る給与支給明細書によれば、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

A社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 44 年 3 月 1 日となっており、次の会社の資格取得日まで 14 か月も空いている。私は独身で生活もあったので、次の会社が決まるまで同社に継続して勤務していた。同年 3 月 1 日から 45 年 5 月 1 日までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員名簿には、申立人の退社日は昭和 44 年 2 月 28 日と記載されている。

また、申立期間に当該事業所に勤務していた複数の同僚に聴取したところ、申立人を記憶していた同僚はいたものの、申立人の勤務期間及び退社日についての明確な証言は得られなかった上、聴取した複数の同僚は、自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者記録は一致していると証言している。

さらに、B組合に問い合わせたところ、申立期間の記録は保存されていないとの回答であったほか、申立人の当該事業所における雇用保険の記録は確認することができなかった。

加えて、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 602

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 1 月 1 日まで

A社は、B社の社長だったC氏がサイドビジネスとして経営していた会社で、家庭用サウナを販売していた。当時の社長は亡くなっているため、「B社は現在も経営しているが、同社は昭和の終わりごろ辞めた」と現在社長のD氏から聞いた。年金相談に行ったらA社は無いと言われたが、私は間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に係る記憶及びA社の業務内容から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、商業登記簿謄本によれば、A社は昭和 57 年 7 月 28 日に登記されているが、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していないため同僚について調査することができない上、申立事業所について、B社の現在の事業主であるD氏に事業主照会をしたが、「当時の資料は残っておらず不明である。また、A社は、当時の社長であったC氏が一人で経営していた会社であり、自分は関わっていなかったので当時の事情は不明である」との回答を得ている。

なお、B社の前身であるE社は昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その後、平成 2 年 10 月 22 日付けでB社に名称変更しているが、同社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同社の事業主であったC氏及びその妻のD氏が厚生年金保険被保険者になったのは、同日からであり、同年 9 月までは国民年金保険料の納付済期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 2 年 9 月まで
平成元年 10 月に A 社に入社し、1 日 2 万円の日給制で残業も夜勤もあり、同年 10 月分の給与は 50 万円から 60 万円あった。ねんきん定期便の記録では、同年 10 月から 2 年 9 月まで標準報酬月額が 22 万円になっており、実際の給与と大きく違っている。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人が所持する平成 2 年 7 月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち上記期間を除く期間については、家計簿や給与振込額により申立人が主張する報酬月額であったことはいかがえるが、厚生年金保険料控除額を確認することができない上、申立事業所は当時の賃金台帳等関係資料は保存されていないと回答している。

また、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額は、当該月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない上、厚生年金基金の記録もオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月 1 日から 18 年 8 月 26 日まで
平成 17 年 2 月末に前会社の A 社が倒産して、その後、同年 5 月 1 日から製造を引き継ぐとのことで、新会社の B 社ができて、その給料支払は C 社と D の 2 か所から出ている。D での給与分 22 万 2,000 円が厚生年金保険の標準報酬月額に反映されていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額が相違していることを申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することになる。

しかし、申立人が提出した C 社の平成 17 年 7 月度及び同年 8 月度の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、申立期間のうち上記期間を除く期間については、当該給与支給明細書によれば、支給欄が「給与」と「D」とに分けて表示されているところ、事業主及び関与した会計事務所は、「事業所の社会保険料負担を低く抑えるために、支給額を給与分と業務委託料分とに分けて支払った」旨回答している上、当該会計事務所は、「業務委託料分の D とは、『*』の頭文字を採ったもので、業務請負の通称とした。また、支払を給与分と業務委託料分に分けて支払うことについては、事業主と社員の間で合意ができていた」と回答している。

また、同僚は、「会計士の指導により、社員への実支給額を多くするため、C 社と D の 2 か所からの支給となった。D は、社員 5、6 人を個人会社にした

実態の無い会社である」と回答している。

さらに、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額は、遡及して引き下げられているなどの不自然さは見当たらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。